

社会福祉法人実のりの会

役員、評議員及び評議員選任・解任委員会の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人実のりの会（以下「法人」という。）の役員及び評議員及び評議員選任解任委員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第4条 評議員選任・解任委員会に出席したとき、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第5条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び事業の運営のために別表4の業務にあたる事とし、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務に

あたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務に

あたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報

酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により旅費を支給することがで

きる。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

平成29年6月10日 改訂

令和5年6月17日 改定

別表 1 (第 3 条関係)

名 称	実費弁償費
理事会・評議員会及び 評議員選任・解任委員会出席報酬費	5, 0 0 0 円

別表 2 (第 5 条及び 6 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
1. 理事長業務報酬等	月額 1 7 0, 0 0 0 円	
2. 理事及び評議員業務報酬費	日額 5, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
3. 監事監査指導報酬費	日額 5, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円

別表 3 (第 7 条関係)

名 称	旅 費
旅 費	実 費

別表 4 (第 5 条関係、別表 2-1 と関連)

	業 務 内 容
1	渉外業務 (地域相談員、中小企業家同友会、各関係機関の委員等)

2	経営方針指導・確認業務
3	施設運営の指導・確認業務
4	職員教育業務
5	保護者の相談業務
6	利用者送迎業務